

くろまぐろ型のTACに関する福井県計画（試行） （第3管理期間）

平成29年6月30日 公表

平成29年8月30日 改正

第1 太平洋くろまぐろの保存及び管理に関する方針

- 1 太平洋くろまぐろは、資源水準が悪化していることから、中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）における国際合意に基づき、我が国では資源回復に向け適切に管理することとなっている。
- 2 本県において太平洋くろまぐろは、主に定置網漁業において混獲されるほか、はえ縄漁業等によっても混獲されている。
- 3 このため、同資源の保存および管理を通じて、資源回復を図るとともに、安定的で持続的な利用のために、国の基本計画により決定された漁獲可能量の本県の数量について本県の漁業の実態に応じた適切な管理措置を講じることとする。
- 4 漁獲可能量を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等の実効措置を講じるため、同資源の採捕実績の的確な把握に努めることとする。
- 5 また、漁獲可能量について本県に定められた数量に係る管理を適切に行っていくためには、太平洋くろまぐろの分布、回遊状況及び当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要であり、当該データの蓄積又は知見の進展を図るため、国又は関係都道府県との連携強化に努めることとする。
- 6 太平洋くろまぐろの適切な保存および管理を図るため、漁業者間の自主的取り決めを後押しし、漁業者等による自主的な資源管理を推進する。

第2 太平洋くろまぐろの漁獲可能量について福井県に定められた数量に関する事項

太平洋くろまぐろ30キログラム未満の小型魚（以下「小型魚」という。）	17.52トン
太平洋くろまぐろ30キログラム以上の大型魚（以下、「大型魚」という。）	国の基本計画第5の1に定めるように、我が国全体の漁獲量が5,132トンを超えないよう管理する。

※1 削除

※2 小型魚の割当数量について、第3で定めるところにより、割当数量が変化するのにあわせて、本県の数量も変化するものとする。

※3 また、小型魚について、全国において、3,423.5トンの数量を超えたときには、本県に定める小型魚の数量が消化されていなくとも、又は定置網漁業の共同管理数量若しくは漁船漁業等の広域管理数量が消化されていなくとも、その時点における当該都道府県における採捕の実績をもって、本県の小型魚の数量とする。

※4 第2管理期間超過分の差引きについては、水産庁提示処理方針に基づき第3管理期間を初年とし、複数年にわたって分割して差引くこととするが、本県の管理枠に残枠が発生した場合は、第3で定める差引き数量に加えて残枠分を繰上げて差引くことができるものとする。

第3 太平洋くろまぐろの知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

小型魚について採捕の種類別に定める数量は次表のとおりである。

第3管理期間の当初本県管理枠（差引き前）	21.90トン
第3管理期間の当初本県管理枠からの差引き数量	4.38トン
第3管理期間の本県管理枠（差引き後）	17.52トン
（内訳）	
本県の漁船漁業等の広域管理への割当数量	1.00トン
本県の定置網の共同管理への割当数量	16.52トン
（合計）	17.52トン

本県の数量のうち、定置網漁業に割り当てる数量については、定置網の共同管理規程に基づき、本県とともに北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、千葉県、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、静岡県、三重県、京都府、兵庫県、和歌山県、佐賀県、長崎県及び鹿児島県が定置網の共同管理を行うこととするが、これらの道府県における定置網漁業での漁獲量の積み上がりにより、定置網の共同管理に参加する都道府県の定置網漁業の割当数量の合計値580.54トンを超えるおそれが著しく大きいと認めるとき（構成都市道府県の定置網漁業の割当数量の合計値の9割を超えた時点をいう。）には、本県が定置網漁業の割当数量を消化していない場合であっても、その時点における本県の漁獲実績をもって、本県の定置網漁業の割当数量とする。

本県の数量のうち、漁船漁業等に割り当てる数量については、広域管理規程に基づき、本県とともに岩手県、宮城県、新潟県、富山県、愛知県、大阪府、岡山県、広島県、香川県、佐賀県、大分県及び沖縄県が当該漁船漁業等の広域管理を行うこ

ととするが、これらの府県における漁船漁業等による漁獲量の積み上がりにより、広域管理に参加する都道府県の漁船漁業等の割当数量の合計値7.94トンを超えるおそれが著しく大きいと認めるとき（構成都市道府県の漁船漁業等の割当数量の合計値の9割を超えた時点をいう。）には、本県が漁船漁業等の割当数量を消化していない場合であっても、その時点における本県の漁獲実績をもって、本県の漁船漁業等の割当数量とする。

第4 太平洋くろまぐろの知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

本県では、第2及び第3に示した知事管理数量を遵守するため、以下の管理措置を講ずるものとする。

本県の採捕の漁業種類別の時期別割当数量の目安は次表のとおりとし、関係団体及び所属漁業者は、この漁獲上限値を超過しないよう努める。

期 間	数 量 (平成29年7月からの累計)	
	定置網	漁船漁業等
平成29年10月末まで	1.32トン	1.0トン
平成30年2月末まで	7.93トン	
平成30年6月末まで	16.52トン	

1 定置網漁業

(1) 通常時

- ・ 2キログラム未満の生きている個体の放流に努める。
- ・ 一定以上の漁獲（500キログラム）が3日間連続した漁場は、網起こし回数の削減に努める。

(2) 第3に示した定置網漁業の数量の7割到達時

- ・ 2キログラム未満の生きている個体の放流に取り組む。
- ・ 定置網敷設後の初起こし時期の調整または操業の早期切上休漁等による小型魚の漁獲抑制に努める。

(3) 第3に示した定置網漁業の数量の8割到達時

- ・ 2キログラム未満の生きている個体の放流に取り組むとともに、30キログラム未満の生きている個体の放流に努める。
- ・ 定置網敷設後の初起こし時期の調整または操業の早期切上休漁等による小型魚の漁獲抑制に努める。

(4) 第3に示した定置網漁業の数量の9割到達時

- ・ 2キログラム未満の生きている個体の放流に取り組むとともに、30キログラム未満の生きている個体の放流に取り組む。
- ・ 定置網敷設後の初起こし時期の調整または操業の早期切上休漁等による小型魚の漁獲抑制に努める。

※ (1) ~ (4) に関わらず、30キログラム未満の個体の入網を抑制するため、休漁日の設定等による小型魚の漁獲抑制に努めるものとする。

※ 漁獲抑制の取り組み実施後に、30キログラム未満の個体の漁獲が見込まれない状況が生じた場合には、漁獲抑制の取り組みの一時解除などの対応ができることとする。

(5) (1) から (4) の取組等について、漁業者は履行状況を記録し、必要に応じて県に報告するものとする。

2 釣り漁業、曳き縄漁業等（定置網以外の漁業）

(1) 通常時

- ・ 2キログラム未満の生きている個体の放流に努める。

(2) 第3に示した漁船漁業等の数量の7割到達時

- ・ 2キログラム未満の生きている個体の放流に取り組む。
- ・ 操業時間の短縮または操業回数（日数）の削減に努める。

(3) 第3に示した漁船漁業等の数量の8割到達時

- ・ くろまぐろを目的とする操業自粛に取り組む。
- ・ 30キログラム未満の生きている個体の放流に取り組む（なお、くろまぐろを目的とする操業は自粛するため、混獲の場合とする。）

(4) (1) から (3) の取組等について、漁業者は履行状況を記録し、必要に応じて県に報告するものとする。

3 漁獲量の報告は、沿岸くろまぐろ漁業（広域漁業調整委員会指示による承認制）、定置網漁業、その他の漁業種類毎に漁業協同組合分（漁業協同組合に所属していない漁業者については、直接報告を求めるなど別途個別対応）の漁獲量報告を取りまとめ、小型魚・大型魚ともに一般社団法人漁業情報サービスセンターに報告する。

報告頻度は、月末締め翌月末までの報告を基本とし、漁獲の積み上がり状況に応じて随時報告頻度をあげていくこと（概数報告）とする。なお、漁獲が積み上がった場合の報告頻度は、第5に定める報告体制により行うこととする。

4 第2及び第3に示した知事管理数量の消化状況に応じて、7割で「注意報」、8割で「警報」を発出し、超過の際は操業自粛を要請するとともに、管下関係団体および

関係漁業者に周知及び指導を行うものとする。また、第4に示した漁業種類別の時期別割当数量の目安についても、同様に警報や操業自粛等の指導を行うことができるものとする。

5 定置網の共同管理および漁船漁業等の広域管理において、水産庁から各都道府県に対し、参加する都道府県のそれぞれの割当数量の合計数量が、7割に達した段階で「注意報」、8割に達した段階で「警報」、9割に達した段階で操業自粛要請が発出された際には、県は、管下関係団体および関係漁業者への周知及び指導を行うものとする。

6 遊漁者および遊漁船業者に対して、以下の取組を行う。

- (1) 漁業者の取組について周知を図る。
- (2) 漁業者に対して警報等を発出した場合には、速やかに情報提供を行い、漁業者の取組に歩調を合わせた対応を要請する。
- (3) 漁業者に対して操業自粛要請を発出した場合には、遊漁者に対しても操業自粛要請を発出する。

第5 その他太平洋くろまぐろの保存及び管理に関する重要事項

1 第2および第3に示した知事管理数量、定置網の共同管理および漁船漁業等の広域管理の別に、参加する都道府県のそれぞれの割当数量の合計数量が積み上がった場合には、次のとおりの頻度・体制で報告を求め、漁獲状況を把握することとする。

(1) 定置網漁業については、以下のとおりとする。

- ①本県の漁獲上限の目安の7割を超えた場合は7日間ごとを原則とする。
- ②漁獲の積み上がり状況により、随時報告頻度を調整する。

(2) 定置網漁業以外の漁業については、100キログラム以上の漁獲（混獲）があった場合は速やかな報告に努める。

2 上記1に基づく報告を求めた場合には、速やかに、集計値を漁協等県内関係者へ周知するとともに、水産庁に通知する。